

交監第16号  
平成26年5月16日



請求人様

交野市監査委員 小串弘明

交野市監査委員 野口陽輔

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年3月20日付けで、請求人から提出された、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり通知します。

## 第1 本件の請求

### 1 請求の内容

別紙1記載のとおり

### 2 請求書の受理

本請求書は、平成26年3月20日に提出された。同年4月3日付で本請求書における本人の自署、措置請求にかかる具体的な金額の記載及びその根拠となる事実証明書の添付について請求人に対して補正を求めた。同年4月15日付で補正され、同年4月24日付で受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

交野市長に対する公用車の目的外使用に基づくガソリン代 9,746 円及び同伴職員等に支給された給与のうち目的外使用に要した時間に相当する給与 88,997 円の支出は、違法・不当な公金の支出にあたるか。

### 2 監査内容

#### (1) 監査対象部局に対する調査

##### (ア) 監査対象部局

総務部 行政経営室

##### (イ) 監査対象部局からの提出書類

平成26年5月1日付けの答弁書及び監査に必要な下記の関係書類の提出を受けた。

記

① 平成24年度運転日誌（市長車）

② 平成25年度運転日誌（市長車）

##### (ウ) 監査対象部局からの事情聴取

###### ① 関係職員からの聴取

平成26年5月7日（水）に関係職員から聴取を行った。

###### ② 聽取した者

総務部付部長、行政経営室長、行政経営室課長、行政経営室主任、福祉部次長兼福祉総務室長（前行政経営室課長）

###### ③ 説明の概要

###### (ア) 庁用自動車使用の詳細について

(イ) 平成25年6月21日（金）

・堺市へ行く準備のため午後1時から午後2時15分まで市長の自宅への送迎をした。

・午後5時15分に、市長は府用自動車で市役所を出発し午後6時20分

頃に「竹山おさみ堺市長を励ます集い」の会場である堺市内のホテルに到着した。

- ・終了後、庁用自動車は午後7時30分頃に会場を出発し市長を自宅まで送り、午後9時5分頃に市役所に戻った。

(ii) 平成25年9月15日(日)

- ・午前7時30分、庁用自動車は市長を迎えて市役所を出発した。
- ・その後市長は、堺市内での「竹山おさみ氏の出陣式」に出席した。堺市への到着は午前9時前であった。
- ・午前9時40分頃に堺市を出発し、隣接する和歌山県岩出市にある道の駅根来さくらの里を視察した。(本市議会一般質問において道の駅に関する一般質問有り)
- ・視察後、庁用自動車は市長を自宅まで送り、午後1時8分頃に市役所に戻った。

(iii) 平成25年11月9日(土)

- ・午前9時頃に庁用自動車は市長を迎えて市役所を出発した。
- ・その後市長は、寝屋川市で開催された「大阪府立大学工業高等専門学校創立50周年記念式典」へ来賓として出席した。大阪府立大学工業高等専門学校への到着は午前9時40分頃であった。
- ・式典において、市長は来賓祝辞を述べた。
- ・その後市長は、午前11時頃に式場を出発し、交野市立星田小学校、藤が尾小学校、倉治小学校、郡津小学校の順でフェスタ等に出席し、午後1時50分頃に米朝一門会へ出席するため交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センターに到着した。
- ・午後4時30分頃に終了し、庁用自動車は市長を自宅まで送り、午後4時50分頃に市役所に戻った。

(iv) 平成25年11月16日(土)

- ・午前9時頃に庁用自動車は市長を迎えて市役所を出発した。
- ・その後市長は、交野市星田山手地区の防災訓練に出席し、講評を行った。
- ・次に市長は、交野市立長宝寺小学校、交野小学校、岩船小学校、旭小学校の順でフェスタ等に出席した。
- ・午後1時頃に市長は、大阪府立交野高等学校の創立40周年記念祝賀会へ出席するために大阪市内へ出発した。
- ・大阪府立交野高等学校の祝賀会場の近辺で大阪府立大学工業高等専門学校創立50周年記念総会が開催されていたため、午後2時からの総会及び午後4時からの祝賀会に出席するため午後1時50分頃到着した。
- ・総会において、市長は来賓祝辞を述べた。
- ・その後市長は、大阪府立交野高等学校の祝賀会に出席した。大阪府立交野高等学校の祝賀会場への到着は午後5時50分頃であった。
- ・午後7時30分頃会場を出発し、庁用自動車は交野市幾野区との懇談会

へ出席するために午後 8 時 30 分頃に枚方市駅で市長を下してから午後 9 時頃に市役所に戻った。

(v) 平成 25 年 11 月 24 日（日）

- ・午前 9 時頃に庁用自動車は市長を迎えに行くために市役所を出発した。
- ・その後市長は、交野市立保健福祉総合センターで開催された関西吟詩文化協会公認推薦会に出席した。
- ・次に市長は、交野市星田山手地区の文化祭及び交野市妙見坂地区の第 6 回木漏れ日市に参加した。
- ・午前 11 時 20 分頃に交野市妙見坂地区を出発し、交野市松塚地区の防災訓練に出席した。
- ・その後の公務は夕刻からであったため、午後 1 時 30 分頃に市長は一時帰宅し、庁用自動車は午後 1 時 50 分頃に市役所に戻った。
- ・午後 4 時 40 分、庁用自動車は再度自宅に市長を迎えに上がるために、市役所を出発し、市長は大阪市内で開催された「民主党前進の集い 2013」に首長として来賓という立場で出席した。大阪市内の会場への到着は午後 5 時 50 分頃であった。
- ・次に市長は、午後 7 時前に会場を出発し、庁用自動車は市長を自宅まで送り午後 7 時 30 分頃に市役所に戻った。

(イ) 庁用自動車使用に係る公務の範囲について

(i) 「竹山おさみ堺市長を励ます集い」及び「竹山おさみ氏の出陣式」について、府内の首長の参加者数としては「竹山おさみ堺市長を励ます集い」では十数名、「竹山おさみ氏の出陣式」では 20 名以上が参加しており多くの首長が公用車を使用して参加していた。また、「竹山おさみ堺市長を励ます集い」では会費は発生しておらず、自治体の首長として来賓という形での参加であった。なお、「民主党前進の集い 2013」についても来賓として参加しており、会費の支払いはない。

(ii) 政治資金パーティーや懇親会、出陣式等については、大阪府市長会から出席要請があった場合、交野市のみに限らず他市においても行政の長としての立場、首長同士の連携という立場で出席することが慣例となっている。

(iii) 大阪府立大学工業高等専門学校の 11 月 9 日の記念式典、同月 16 日の総会においては、それぞれ市長になった経緯やまちづくり等に関する話を挨拶のなかでしている。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 24 日付で証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、請求人からの陳述の申出及び新たな証拠の提出はなかった。

### 第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

以下、その判断理由について述べる。

#### 1. 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

##### (1) 本件請求に係る庁用自動車の使用の状況について

本件請求に係る庁用自動車の使用の状況は以下のとおりである。

年月日	出動時間	行 先
平成 25 年 6 月 21 日 (金)	①午後 1 時から午 後 2 時 15 分 ②午後 5 時 15 分 ～午後 9 時 5 分	①市役所～交野市内（自宅）～市役所 ②市役所～堺市（竹山おさみ堺市長を励ます 集い）～交野市内（自宅）送り切り～市役所
平成 25 年 9 月 15 日 (日)	午前 7 時 30 分か ら午後 1 時 8 分	市役所～交野市内（自宅）～堺市（竹山おさ み氏の出陣式）～和歌山県岩出市（行政視察） ～交野市内（自宅）送り切り～市役所
平成 25 年 11 月 9 日 (土)	午前 9 時から午後 4 時 50 分	市役所～交野市内（自宅）～寝屋川市（大阪 府立大学工業高等専門学校創立 50 周年記念 式典）～交野市内（市内各小学校のフェスタ 等）～交野市内（交野市立いわふね自然の森 スポーツ・文化センターに於いて米朝一門 会）～交野市内（自宅）送り切り～市役所
平成 25 年 11 月 16 日 (土)	午前 9 時から午後 9 時	市役所～交野市内（自宅）～交野市内（星田 山手地区防災訓練）～交野市内（市内各小学 校のフェスタ等）～大阪市内（大阪府立大学 工業高等専門学校創立 50 周年記念総会・祝 賀会）～大阪市内（大阪府立交野高等学校創 立 40 周年祝賀会）～枚方市駅（交野市幾野 区懇談会）送り切り～市役所
平成 25 年 11 月 24 日 (日)	①午前 9 時から午 後 1 時 50 分 ②午後 4 時 40 分 ～午後 7 時 30 分	①市役所～交野市内（自宅）～交野市内（関 西吟詩文化協会公認推薦会）～交野市内（星 田山手地区文化祭）～交野市内（妙見坂地区 第 6 回木漏れ日市）～交野市内（松塚地区防 災訓練）～交野市内（自宅）送り切り～市役 所 ②市役所～交野市内（自宅）～大阪市内（民 主党前身の集い 2013）～交野市内（自宅） 送り切り～市役所

(2) 本件請求に係る庁用自動車の使用の詳細について

本件請求に係る庁用自動車の使用に係る市長の行動は以下のとおりである。

ア. 平成25年6月21日(金)

市長は堺市で開催された「竹山おさみ堺市長を励ます集い」に出席した。終了後、庁用自動車は市長を自宅まで送った。

イ. 平成25年9月15日(日)

市長は堺市で開催された「竹山おさみ氏の出陣式」に出席した。終了後、隣接する和歌山県岩出市にある道の駅根来さくらを視察した。その後庁用自動車は市長を自宅まで送った。

ウ. 平成25年11月9日(土)

市長は寝屋川市で開催された「大阪府立大学工業高等専門学校創立50周年記念式典」に出席し、市長となったこれまでの経緯やまちづくりに携わる意義、在校生を激励するなどの来賓祝辞を述べた。式典終了後、交野市内各小学校のフェスタ等に出席した。その後、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センターで開催された米朝一門会に出席し、庁用自動車は市長を自宅まで送った。

エ. 平成25年11月16日(土)

市長は交野市星田山手地区の防災訓練に出席し、訓練の講評を行った。その後、交野市内各小学校のフェスタ等に出席した。次に大阪市内で開催された「大阪府立大学工業高等専門学校創立50周年記念総会・祝賀会」に出席した。その後、近隣で開催されており、出席の要請を受けていた「大阪府立交野高等学校創立40周年祝賀会」に出席し、庁用自動車は市長が枚方市で交野市幾野区の懇談会に出席するために枚方市駅まで送った。

オ. 平成25年11月24日(日)

市長は交野市立保健福祉総合センターで開催された関西吟詩文化協会公認推薦会に出席した。次に交野市星田山手地区の文化祭に出席した。続いて、交野市妙見坂地区の第6回木漏れ日市に出席した。その後、交野市松塚地区の防災訓練に出席し庁用自動車は市長を自宅まで送った。

夕刻から市長は大阪市内で開催された「民主党前進の集い2013」に来賓として出席した。終了後、庁用自動車は市長を自宅まで送った。

## 2 監査委員の判断

地方公共団体の長である市長は地方公務員法第3条第3項第1号に規定される特別職であり、一般職の地方公務員とは異なり、同法第4条第2項の規定により同法の規定の適用を受けず、他の法令においても勤務時間や服務についての規程はありません。

地方自治法第1条の2第1項により「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定され、市長の権限及び職務については、同法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」、同法第

148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたるものと解されます。

また、普通地方公共団体の事務の範囲については、平成18年12月1日の最高裁判決で、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（地方自治法第1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される」と解するのが相当である。」と判示されており、また、同判決の原審である東京高裁判決（平成14年12月24日）では、「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りるというべきである。しかし、地方公共団体の長が、対外的に活動として行うものである以上、地方公共団体との関係において、地方公共団体の利益になる余地もなく、また、およそ公的性格もないため、客観的にみて地方公共団体が、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ができるという公益に資するものとみる余地もない場合には、社会通念上相当な範囲にとどまるとはいはず、違法であると解される。」と判示されています。

次に、公用車の使用に関しては、交野市庁用自動車管理規程第12条第1号により、「自動車は、公務以外に使用してはならない。」と規定されていますが、市長の職務遂行は一般職と異なり勤務時間の概念がなく土日休日や昼夜を問わず公務が優先されること、またその職務内容も非常に広範多岐にわたること、また危機管理上の指示・連絡体制の確保の必要性等から、市長の職務遂行としての公用車使用を一般職職員の公用車使用と同様に解するのは妥当ではなく、公務日程を機動的かつ円滑にこなすための移動の迅速性の確保の観点や、危機管理上の緊急時の指示・連絡体制の確保の観点、移動中の安全確保の観点等も考慮した上で公用車使用の妥当性を判断するのが適切であると考えます。

以上の判例、判断基準等に基づき、本件措置請求について検討します。

先ず平成25年6月21日の「竹山おさみ堺市長を励ます集い」への出席について

は、来賓として出席要請があったこと、「励ます集い」等政治資金パーティーを実施する際には、大阪府市長会メンバーに対して出席要請がなされるのが慣例となっていることから儀礼的な交際と考えられ、この儀礼的交際については前述の最高裁判例により、その交際が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであっても、地方公共団体の広く担うべき役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解されています。この事案の場合、竹山修身氏が企業長を務め、交野市も参画する特別地方公共団体である「大阪広域水道企業団」の一員として公的な関係があり、また「励ます集い」において、大阪府市長会（その目的として、府下各市間の連絡協調を図り市政の円滑な運営と進展に資する。）のメンバーである堺市をはじめとする会員各首長間の交流による友好、信頼関係の維持増進を図ることは円滑な市政運営に有効であり、市政に関する意見交換、情報交換等も期待されるところから、前記東京高裁判決が示す、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものと考えられること、かつ、来賓としての招待に基づく出席であり、交際費の支出もないことから社会通念上儀礼の範囲内であると考えられること、以上から上記最高裁判例の示す各要件を満たしており、本件は普通地方公共団体の事務に含まれるものと判断します。

次に、平成25年9月15日の「竹山おさみ氏の出陣式」への出席については、来賓として出席要請があったこと、また現職首長が選挙に臨まれる場合には、大阪府市長会会員に対して出席要請がなされるのが慣例となっていることから、儀礼的な交際と考えられ、この儀礼的交際については前述の最高裁判例により、その交際が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであっても、地方公共団体の広く担うべき役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解されています。この事案の場合、前述の「大阪広域水道企業団」における公的な関係もあり、また「出陣式」への出席により、大阪府市長会（その目的として、府下各市間の連絡協調を図り市政の円滑な運営と進展に資する。）のメンバーである堺市をはじめとする会員各首長間で交流を図ることは円滑な市政運営に有効であり、市政に関する意見交換、情報交換等も考えられるところから、前記東京高裁判決が示す、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ができるという公益に資するものと考えられること、かつ、来賓としての出席要請に基づく出席であり、堺市に限らず大阪府市長会会員から要請があった場合は本市として出席していること、式では特に挨拶はなく「交野市長 中田仁公」として紹介されたのみであり、交際費の支出もないことから社会通念上儀礼の範囲内であると考えられること、以上から上記最高裁判例の示す各要件を満たしており、本件は普通地方公共団体の事務に含まれるものと判断します。

次に、平成25年11月24日の「民主党 前進の集い2013」への出席については、政党から来賓として招待されたこと、また民主党に限らず政党等の主だった行事については、特に政治資金パーティー云々にかかわらず、現職首長として案内され

ることが通例であり、特定の政党のみでなく他党が主催する同様の懇親会にも出席していること、今回の公党の「集い」に出席することは、国政と市政が一般的に関連性を有しております、主催者及び他の出席者と市政に関する意見交換・情報交換を行うことも大いに期待されること、交際費の支出がないこと等から、当該事案は前記最高裁判例で示す、普通地方公共団体の広く担うべき役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲内であるといえます。以上から本件は普通地方公共団体の事務に含まれるものと判断します。

次に、平成25年11月9日の「大阪府立大学工業高等専門学校創立50周年記念式典」(以下、「府立高専式典」という。)への出席については、①大阪府立大学工業高等専門学校同窓会会长としての立場で出席されているが、来賓挨拶の中で市長となつたこれまでの経緯やまちづくりに携わる意義などを述べ在校生を激励するなど、交野市長としての公人の性質が全く存在しないとまではいえず、客観的にみて儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものとみる余地もないとまではいえないこと、②出席した大阪府立大学工業高等専門学校は地方公共団体である大阪府を設立団体とする公立大学法人であり、高い公共性、公的性格を有していること、③11月9日の行程をみると、10時からの「府立高専式典」に公用車で向かわれ、式典終了後、11時45分からの交野市内各小学校の「星小フェスタ」、「藤小フェスタ」、「倉小ふれあい広場」、「郡津ふれあい広場」に公用車で移動されているのが認められるが、特別職の市長の職務遂行としての公用車使用については、上記に示しているとおり、公務日程を機動的かつ円滑にこなすための移動の迅速性の確保の観点や、危機管理上の緊急時の指示・連絡体制の確保の観点、移動中の安全確保の観点等も考慮した上で公用車使用の妥当性を判断すべきであること、④大阪府立大学工業高等専門学校までの往路に公用車を使用した点に関しては、次の公務(各学校行事)のために同校まで公用車で市長を迎えて行くのであるから、往路に公用車を使用したとしても公用車の利用回数や利用距離が変わるものではなく、また市長に同行した職員は管理職職員であり新たな経費支出も発生しないこと、以上①から④の諸点を考慮した上で総合的に判断すると、本「府立高専式典」の出席に公用車を使用したことは違法不当とはいえないと判断します。

次に、平成25年11月16日の「大阪府立大学工業高等専門学校創立50周年記念総会・記念祝賀会」(以下、「府立高専総会等」という。)への出席については、前述の「府立高専式典」と同様、①大阪府立大学工業高等専門学校同窓会会长としての立場で出席されているが、来賓挨拶の中で市長としてまちづくりに携わる意義などを述べるなど、交野市長としての公人の性質が全く存在しないとまではいえず、客観的にみて儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ができるという公益に資するものとみる余地もないとまではいえないこと、②出席した大阪府立大学工業高等専門学校は地方公共団体である大阪府を設立団体とする公立大学法人であり、高い公共性、公的性格を有していること、③11月16日の行程をみると、10時から「星田山手地区防災訓練」、11時50分から各小学校で「長小っ子まつり」、「交小フェスタ」、「岩小わいわいフェスタ」、「旭小まつり」、14時から大阪商工会

議所・シティプラザ大阪で「府立高専総会等」、18時から大阪キャッスルホテルで「交野高校創立40周年祝賀会」(以下、「交野高校祝賀会」という。)と行事が連続し、その行事間の移動に公用車を使用しているが、「府立高専総会等」への出席は、「フェスタ等」から「交野高校祝賀会」への出席までの合間になされており、「府立高専総会等」会場と「交野高校祝賀会」会場は両方とも大阪市中央区内に所在し、「フェスタ等」会場から「交野高校祝賀会」会場までの経路途上に「府立高専総会等」会場が位置しており、移動経路の大きな逸脱は認められず、また市長に同行した職員も管理職職員で新たな経費支出は発生していないこと、④特別職の市長の職務遂行としての公用車使用については、上記に示しているとおり、公務日程を機動的かつ円滑にこなすための移動の迅速性の確保の観点や、危機管理上の緊急時の指示・連絡体制の確保の観点、移動中の安全確保の観点等も考慮した上で公用車使用の妥当性を判断すべきであること、以上①から④の諸点を考慮した上で総合的に判断すると、本「府立高専総会等」の出席に公用車を使用したことは違法不当とはいえないと判断します。

また、措置請求書に記載されている「自動車使用申込書」という文言は、添付の事実証明書より「運転日誌」の誤りと認められるが、請求人は、「当「運転日誌」に必要な情報を意図的に明記していない瑕疵が認められ、これは意図的に「公務」以外の公用車の使用を分からないようにしている旨述べられているが、監査の結果、当「運転日誌」には、日付、行先、使用目的、使用時間、走行距離、乗車人員、使用者、所属課長印、管理責任者印が記載、押印されており、請求人が主張する、意図的に「公務」以外の公用車の使用を分からないようにしているという事実は認められません。

以上から、本件請求に係る公用車の使用に関して支出した経費が違法不当な支出であるとの請求人の主張、並びに「運転日誌」に係る請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却します。

なお、次のとおり意見を付します。

「運転日誌」には、行先、使用目的は記載されているが、一部複数の行先がひとつの欄に記載されている部分があり、今後より明確性を期すため、行先及び目的ごとに走行距離数等必要項目を記載され、また給油時の走行距離数も記載されるなど、交野市庁用自動車管理規程を今後とも遵守し、より一層運行の透明性を高められたい。

## 交野市職員措置請求書

別紙1

### 1 請求の要旨

交野市長である中田仁公氏（以下「中田氏」という）は、平成25年6月21日に、堺市長の政治資金パーティーに出席する為、同年9月13日には堺市長選挙の出陣式へ出席する為に公用車を使用し、また、同年11月9日の大阪府立大学工業高等専門学校の50周年記念式典及び同年11月16日の同校50周年記念総会・記念祝賀会に、同窓会長として出席しているにも拘わらず、公用車を私的目的で使用している。あわせて、同年11月24日に開催された民主党大阪府連主催の政治資金パーティーへの出席にも公用車を使用している。

そのような公用車の目的外使用は、公用車を「公務以外に使用してはならない」との定めを置く『交野市庁用自動車管理規程』（別添資料1）第12条第1項に、明らかに抵触する不正な使用であり、上記の公用車使用の際に発生する経費は、本来は不要である。すなわち、公用車の不正使用にかかるガソリン代合計9,746円、及び、公用車の不正使用時に伴った運転手及び同伴職員に支給された給与のうち公用車の不正使用に要した時間に相当する給与（時間外手当等を含む）合計8,8,997円の支出は本来不要である。

かかる公用車の目的外使用にかかる公金の支出は、市民の代表として市政を執行する市長の行為として認められない違法不当な支出であり、交野市民としては決して看過できるものではない。

よって、中田氏に対し、公用車の目的外使用に関わる違法不当に支出された公金の返還を求める等の必要な措置並びに今後の違法不当な支出を未然に防止するための措置を講ずるよう勧告することを求める。

### 2 請求の原因

#### （1）市長の公用車使用（規程違反）の詳細

- ①『自動車使用申込書（平成25年6月21日）』（別添資料2）について  
『竹山市長ホームページ画面』（別添資料3）によると、中田氏は、竹山修身氏（以下「竹山氏」という）の政治資金パーティーに出席しており、公用車の利用は『自動車使用申込書（平成25年6月21日）』（別添資料2）にて確認できる。

当該パーティーは、堺市長である竹山氏の政治家としての資金を集める目的のパーティーであり、中田の出席は「公務」には該当せず『交野市庁用自動車管理規程』に抵触しており、それによって支出された経費は、違法不当な公金の支出である。

なお、大阪府では、府民の理解が得られないことから、政治資金パーティーへの公用車の利用を禁じており、竹山氏の政治資金集めに交野市民の税金が利用されることとは、断じて許されない。

②『自動車使用申込書平成25年9月15日』(別添資料4)について

中田氏は、堺市長候補である竹山氏の選挙の出陣式に出席するため「堺市役所」まで公用車を使用している。

堺市長候補である竹山氏の選挙の出陣式への出席は、社会通念上、儀礼の範囲を超えた行為として「公務」には該当せず『交野市庁用自動車管理規程』に抵触しており、それによって支出された経費は違法不当な公金の支出である。

堺市長の選挙応援に、交野市民の税金を利用することなど認められるものではない。なお、出陣式への公用車の利用に対し「違法である」と断じている例もある(『伊賀市住民監査請求について(通知)』:別添資料5)。

③『自動車使用申込書(平成25年11月9日)』(別添資料6)について

中田氏は、自身が同窓会会長を務める大阪府立大学工業高等専門学校(以下「府立高専」という)の50周年記念式典に、公用車を用いて出席している(『府立高専50周年記念式典資料』:別添資料7)。

中田氏は、府立高専の同窓会会長としての出席しており、明らかに公用車の私的利用が認められる。

また、自動車使用申込書からは、式典後の交野市内小学校での行事等への出席が認められるものの、府立高専が寝屋川市に所在し、京阪本線寝屋川市駅にも近く、電車利用等の他の交通手段を用いることも容易であったことから、公用車の私的利用を正当化できるものではない。

まして、往路での公用車の利用は『2012年6月21日日刊スポーツ記事』(別添資料8)にて認められるような公用車の私用利用と言わざるを得ず、絶対に「公務」とは認め難く『交野市庁用自動車管理規程』に抵触しており、それによって支出された経費は違法不当な公金の支出である。

④『自動車使用申込書(平成25年11月16日)』(別添資料9)について

中田氏は、同窓会長として府立高専50周年記念総会・記念祝賀会に、公

用車を使用して出席している（『府立高専50周年記念総会・記念祝賀会資料』：別添資料10）。

府立高専50周年記念総会・記念祝賀会への同窓会長としての出席は「公務」ではなく、その為の公用車の利用は、明らかに私的利用であり、いかなる理由をもってしても、到底、正当化できるものではなく『交野市庁用自動車管理規程』に抵触しており、それによって支出された経費は違法不当な公金の支出である。

#### ⑤『自動車使用申込書(平成25年1月24日)』(別添資料11)について

中田氏は、民主党大阪府連パーティー『前進の集い2013』に公用車を用いて出席している(『プレス民主2013年9月27日大阪版』(別添資料12)・『部落解放同盟ホームページ』(別添資料13))。

民主党大阪府連パーティー『前進の集い2013』は、民主党大阪府連の政治資金を集めるためのパーティーであり、その出席は「公務」とは認め難く、公用車を用いることは『交野市庁用自動車管理規程』に抵触する。

また、民主党大阪府連の政治資金集めに交野市民の税金が利用されることはあるが、許しがたい行為であり、それによって支出された経費は違法不当な公金の支出である。

なお、前述のとおり、大阪府では、府民の理解が得られないことから、政治資金パーティーへの公用車の使用は禁じられている旨、再付言しておく。

#### (2) 違法不当な公金の支出

上述の(1)①～⑤の公用車の目的外使用（以下「本件目的外使用」という）にかかるガソリン代や人件費は、本来支出する必要がないにもかかわらず支出された違法不当な公金の支出である。

かかる公金の支出については、公金が支出されたこと自体は事実であるものの、その具体的な支出額については、請求人が正確に特定できるものではなく、監査委員の監査により明らかにされるべきものであるが、請求人においても種々の資料をもとにその概算額について主張しておく。

まず、ガソリン代については、別紙計算書のとおり、本件目的外使用に伴う走行距離を「自動車使用申込書」の記載から算出し、そこに「政務活動費の執行に当たっての留意事項」(別添資料14)に記載されているガソリン代の単価1kmにつき22円で計算した金額の合計9,746円が、本件目的外使用により違法不当に支出されたガソリン代である。

次に、本件目的外使用時に伴った運転手及び同伴職員に支給された給与の

うち公用車の不正使用に要した時間に相当する給与（時間外手当等を含む）について説明する。

「交野市の給与・定員管理等について」（別添資料15）によれば、交野市役所職員の平均給与月額は3 6 1 , 7 7 7 円であるところ、これに地域手当3%を加算し、12か月に換算すると平均年間給与は4 , 4 7 1 , 5 6 3 円である。交野市役所職員の年間勤務時間は、1日7時間45分×5日×52週=2 0 1 5 時間であることから、平均年間給与を年間勤務時間で割ると、平均時間給は2 2 1 9 円であり、これに残業分として1 . 2 5 倍した時間給 2 , 7 7 4 円が計算の基礎となる。別紙計算書のとおり、かかる時間給を前提に「自動車使用申込書」の記載から算出した乗車人員、使用時間を掛け合わせると、本件目的外使用により余分に生じた給与は合計8 8 , 9 9 7 円となる。

なお、時間給については、平日の時間外勤務の他に日曜日の勤務もあれば、通常の時間帯の勤務もあり、正確な特定が難しいことから、一律に残業時間として1 . 2 5 倍しているが、運転手等の給与の正確な算定等については監査委員の監査により明らかにされたい。

また、本件目的外使用によりガソリン代や人件費の他に、例えば、高速道路の通行料、駐車場代等の費用が生じている可能性もあるが、「自動車使用申込書」には走行ルート等の記載が無く、この点について現時点では明確に特定することはできないが、この点についても監査委員の適切な監査がなされるよう期待する。

### ( 3 ) 結論

上述の中田氏の公用車の目的外使用は『交野市庁用自動車管理規程』に違反するものであり、到底「公務」とは認められるものではない。これに関係して支出した一切の経費は、交野市にとって不要な支出であり、損害以外のなものでもない。

また「自動車使用申込書」に必要な情報を意図的に明記していない瑕疵も認められるが、これは意図的に「公務」以外の公用車の使用を分からないようにしているとしか考えられず、極めて悪質な行為である。

このような交野市の公用物を私的に目的外使用する行為は、まさに『市政の私物化』以外のなものではなく、絶対に看過できるものではない。また、上述したものは一例であり、中田氏の私的な公用車の目的外使用は常態化しているものと確信している。

よって、交野市監査委員は、市長に対し、違法不当な支出にかかるガソリン代及び給与の合計9 8 , 7 4 3 円を返還するよう勧告し、加えて「自動車

使用申込書」への「行先」「使用目的」等を明確に記入するよう勧告することを求め、本請求に及ぶ次第である。

以上

[請求の要旨に添付された事実を証する書面]

1. 交野市庁用自動車管理規程
2. 自動車使用申込書(平成25年6月21日)
3. 竹山市長ホームページ画面
4. 自動車使用申込書(平成25年9月15日)
5. 伊賀市住民監査請求について(通知)
6. 自動車使用申込書(平成25年11月9日)
7. 府立高専50周年記念式典資料
8. 2012年6月21日日刊スポーツ記事
9. 自動車使用申込書(平成25年11月16日)
10. 府立高専50周年記念総会・記念祝賀会資料
11. 自動車使用申込書(平成25年11月24日)
12. プレス民主2013年9月27日大阪版
13. 部落解放同盟ホームページ画面
14. 政務活動費の執行に当たっての留意事項
15. 交野市の給与・定員管理等について(24年度)

以上

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成26年3月20日

住所

[REDACTED]

職業

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

交野市監査委員宛